

# 岐阜県公報

## 目次

### 条 例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

例 (情報システム課) 二

岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(生活衛生課) 三

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例

(下水道課) 三

### 本号で公布された条例のあらまし

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

一 知事が行う次の四事務について、個人番号及び必要な特定個人情報を利用することができることとした。(別表第一関係)

1 「岐阜県心身障害者扶養共済制度条例」による掛金の減免に関する事務

2 東日本大震災その他の大規模災害により被災した私立学校、専修学校等の生徒等の保護者等に対する授業料等の軽減のための補助金の交付に関する事務

3 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給等に関する事務

4 ひとり親家庭の親及び子の高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務

二 県の内部において、一三の事務等に関する特定個人情報を一定の事務の処理のために利用し、又は提供することができることとした。(別表第二及び別表第三関係)

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(条例第三五号)

一 公衆浴場内の照度は、採光又は照明により十分に確保することとし、採光のための窓の面積に関する基準を削除することとした。(第四条関係)

二 公衆浴場における男女の混浴制限年齢を二歳から七歳に引き下げることとした。(第四条関係)

三 この条例中一は公布の日から、二は令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

一 「下水道法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例中一は公布の日から、二は令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

一 「下水道法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

令和三年十月十二日

号外(一) 令和三年十月十二日

二 この条例は、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。

条 例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年岐阜県条例第九号）による掛金の減免に関する事務であつて規則で定めるもの  
別表第一一の項に次の三号を加える。

5 東日本大震災その他の大規模災害により被災した私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校等に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減のための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

6 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

7 二十歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二一の項第二号中「第二号」を「第三号」に、「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一号及び第三号」を「第二号及び第四号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

1 別表第一一の項第一号に掲げる事務

生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

別表第二一の項に次のように加える。

4 別表第一一の項第六号に掲げる事務

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

5 別表第一一の項第七号に掲げる事務

児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

別表第三知事の項中「知事」を「一 知事」に改め、「生活保護関係情報」の下に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

<p>二 教育委員会</p> <p>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	知事	別表第一一の項第六号に掲げる事務
--	----	------------------

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附則

岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県公衆浴場法施行条例（昭和二十四年岐阜県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号を削り、同条第四号中「常時充分な照明をすること」を「採光又は照明により十分な照度を確保すること」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、同条第六号中「十二歳」を「七歳」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第六号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例

岐阜県流域下水道条例（平成二年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。  
第四条及び第九条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

令和三年十月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社